

令和4年度 米沢市立第五中学校 学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

生徒達は、これからの未来を切り拓く宝である。生徒達の健全な育成をめざすには、学校は生徒達が伸び伸びと生活をし、互いに切磋琢磨しながら磨き合うことのできる「いのち輝く沃野」でなければならない。そのために、学校は、安全・安心な信頼される学校をめざし日々努力することが必要である。

この度改定（平成29年11月）された「山形県いじめ防止基本方針」は、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり」、「いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない」と警鐘を鳴らしている。また、「いじめから子どもを救うためには、大人一人一人が、『いじめは絶対に許さない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる』との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない」とも述べている。

そこで、教育委員会・学校・家庭・地域、その他関係機関と協力、連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に全力で取り組むため、本校の基本方針を改めて見直し、いじめ問題の克服に向けて努めていく。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけあいであっても～」「好意で行った行為でも～」

いじめの判断については、いじめられた生徒の立場に立ち行う。たとえけんかやふざけあいであっても、当該生徒の感じる被害性に着目して該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも考慮する。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) 学校及び教職員の責務

- ① 生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防

止、早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針によりいじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校いじめ防止基本方針について、事前に保護者、生徒に積極的に公開する。

- ② いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。
- ③ いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てを行うようにする。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ① 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの様態の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織で対応する。

（４）保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的な責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

３ いじめ問題への組織的対応

（１）「学校いじめ対策組織」

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

構成員は、以下とする。

校内職員；校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・教育相談担当・スクールカウンセラー

校外関係者；米沢市教育委員会事務局・米沢警察署生活安全課少年補導専門官・米沢市福祉課福祉係担当者・米沢市子ども課・児童相談所・学校医

主な取り組み内容は、

- ① 本校基本方針に基づく取組の計画・実施・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応等

（２）関係機関との連携

本校は、米沢市教育委員会や米沢警察署、児童相談所など関係機関との適切な連携を推進する。

また、本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、米沢警察署へ通報する。

さらに、本校は教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

4 いじめ防止等の基本的取組

(1) 未然防止のための取組

① 「豊かななかかわりを通して、学ぶ喜び・わかる嬉しさを実感できる授業」の構築

教員は、生徒指導を十分に機能させるため生徒に対し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、人間関係調整能力の向上を見据えた授業の構築に傾注する。また、個々の生徒への深い理解に基づく指導・支援を行い、集団で学ぶ喜びを実感できる授業を勘案、実施する。

② 少人数学級の利点を生かした教育の推進

少人数学級編制による生徒一人一人と向き合える環境を生かし、「生徒の言動に注意を払う」「生徒の声を傾聴する」ことで、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、いじめに関する情報を学校組織で共有し、適切な指導・支援を行うことで一人一人の居場所がある学級づくりを推進する。

③ 生徒理解の努力と工夫

生徒理解のために、下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に、生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の手法を取り入れる。

イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信するとともに、生徒の気になる様子等について情報や相談をもらえるよう家庭・地域との連携を密にする。

ウ) 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか複数の目によって分析する。

エ) 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

④ 教育活動全体を通じた道徳教育の推進

道徳教育推進教師のリーダーシップの下、道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳の授業において、生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を涵養する。

⑤ 生徒会の主体的な活動の推進

生徒会を中心に「いじめをしない、させない、許さない」学校文化を創っていく。特に生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

⑥ スクールカウンセラー等との連携

スクールカウンセラー等は、その専門性を生かし、教育相談委員会と連携し、いじめられている生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。

(2) 早期発見の取組

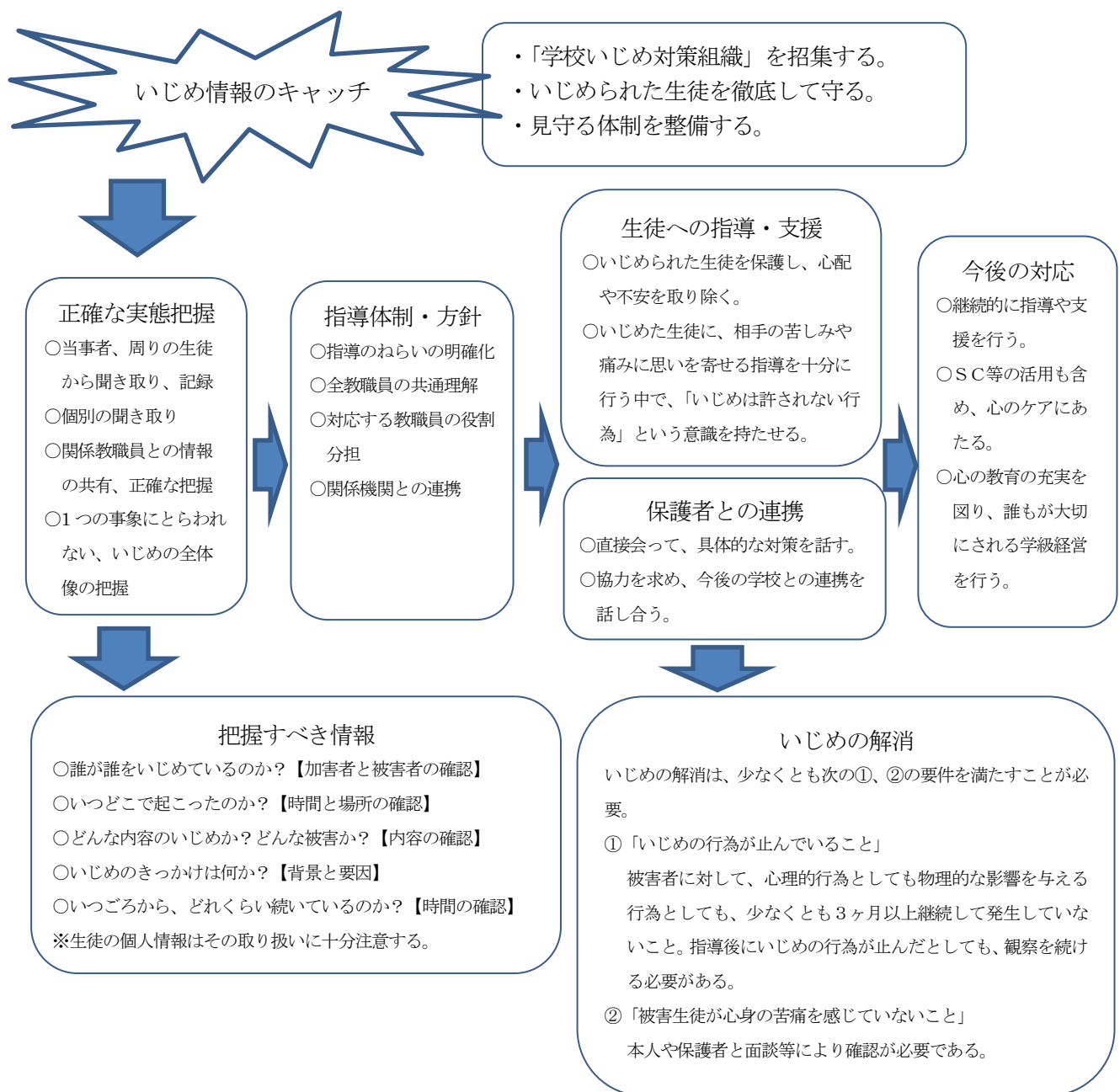
① 早期発見のための基本的な考え方

いじめの認知が、解決の第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により、積極的認知に努める。また、米沢市の共通実践である、ピアサポート・SEL (Social and Emotional Learning)・協同学習に計画的に取り組み、良好な人間関係づ

くりを通じ、いじめを訴えやすい学校・学級経営を行う。

いじめを認知した場合には、躊躇なく学校いじめ対策組織に報告し、組織的に事案の対応にあたる。

(3) いじめ発生の場合の対応



5 教育諸課題から配慮すべき生徒の対応

日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む障がいのある生徒

教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 被災生徒

被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(3) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

言語や文化の違いから学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、当該生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(4) 性同一障がい、性的指向、性自認に係る生徒

性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進し、学校として必要な対応を行う。

6 重大事態への対応

＜重大事態とは＞

- (1) いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜重大事態発生時の基本的対処＞

- (1) 事態が発生した際（疑いがあると認められるときも）は、直ちに関係機関に報告する。
※保護者・生徒からの申し立てについては、調査をしないまま重大事態ではないと断言しない。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を即座に実施する。
※平時から調査を行うための組織を設置する。
- (3) 調査結果等の必要な情報を、当該生徒やその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 教育委員会からの指導の下、適切な指導・支援を実施する。

6 点検・評価と見直し

学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取組等が計画どおりに進んでいるかをチェックし、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

